

○拓殖大学研究倫理・公的研究費運営管理体制

平成 28 年 2 月 22 日  
 規程第 5 号  
 最終改正 令和 7 年 1 月 27 日

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）及び「拓殖大学研究倫理・公的研究費運営管理規程」に基づき、学術研究の遂行並びに公的研究費の運営・管理に関わる責任体制を次のとおり定め、その職名を公開する。

1. 研究推進最高管理責任者  
 学長
2. 研究推進統括管理責任者  
 副学長（研究担当）、事務局長
3. 研究推進管理責任者（各研究科長、各学部長、別科長、各附置研究所長、事務局関係部長）  
 経済学研究科長、商学研究科長、工学研究科長、言語教育研究科長、国際協力学研究科長、地方政治行政研究科長、商学部長、政経学部長、外国語学部長、工学部長、国際学部長、別科長、経営経理研究所長、政治経済研究所長、言語文化研究所長、理工学総合研究所長、人文科学研究科長、海外事情研究所長、国際日本文化研究所長、国際開発研究所長、日本語教育研究所長、イスラーム研究所長、地方政治行政研究所長、産学連携研究センター長、地域連携センター長、総務部長、経理部長、学務部長、八王子事務部長、図書館・情報センター事務部長
4. 不正防止計画推進部署  
 学務部学長事務室

拓殖大学研究倫理・公的研究費運営管理体制図

